

伊勢市生活支援サポーター養成事業実施基準

(目的)

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を行うに当たり、市民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手として生活支援サポーター（以下「サポーター」という。）を養成し、高齢者等が自立した日常生活を送り続けていけるような地域づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊勢市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営を実施できると認められる団体に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、生活支援サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を実施し、地域において高齢者等の生活の援助を行うサポーターを養成する。

(対象者)

第4条 養成講座の対象となる者は、地域において高齢者等の生活の援助を行う意欲を持つ者とする。

(講座)

第5条 養成講座の研修内容及び研修に要する時間は、別表のとおりとする。

2 養成講座の修了者を対象としたより専門的な知識を習得するステップアップ講座を様々な関係機関と協働で企画し、地域での活動の促進を図るものとする。

(受講料)

第6条 養成講座の受講料は無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(受講の申込み)

第7条 養成講座の受講を希望する者（以下「申込者」という。）は、生活支援サポーター養成講座申込書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、受講の可否を決定したときは、生活支援サポーター養成講座受講決定（却下）通知書により申込者に通知するものとする。

(登録証)

第8条 市長は、養成講座の受講を修了した者に、登録証を交付し、伊勢市生活支援サポーター登録台帳に登録するものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

研修内容	研修に要する時間
伊勢市の現状と地域包括ケアシステムについて	60分
高齢者の身体的特徴と対応	90分
コミュニケーションと訪問マナー	90分
緊急時の対応	90分
認知症の理解	90分
介護技術	90分
対人援助グループワーク	90分
ボランティア活動について	20分
地域での活動について	20分